

介護サービス計画等作成のための 要介護認定等関係資料の情報提供について

居宅介護支援事業者等が、ケアプランの作成のために要介護認定等に係る資料を必要とするときに介護認定審査会資料の提供を行います。

※認定申請の際に、本人・主治医の同意がないものについては提供できません。

※ケアプラン作成以外の目的での提供はできません。

※資料は無料での提供となります。

【請求先】：高齢者支援課介護保険担当

【請求に必要な書類等】

①介護サービス計画等作成のための情報提供申請書

(※ホームページよりダウンロードできます。)

②被保険者と当該居宅介護支援事業所、当該施設が契約関係にあることが確認できるもの

※すでに保険者に「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書」を提出済の事業所は必要ありません。また、施設については契約書の写しを添付してください。

③居宅介護支援事業所等の関係者であることが確認できるもの。

※社員証、職員証など

【請求方法】

◆窓口で請求する場合

上記必要書類等(①～③)を用意し、市役所介護保険担当窓口に提出してください。

※資料は、請求があった日の翌営業日の正午以降の受取となります。

◆郵便で請求する場合

上記必要書類等(①～③)以外に、「郵送(追跡可能な方法)に必要な料金の切手を貼った返送用封筒」を同封し高齢者支援課介護保険担当へ郵送してください。

後日、返送用封筒に資料を封入し返送させていただきます。

※上記以外の請求方法をご希望の事業所は高齢者支援課介護保険担当までご相談ください